

資料解題

教育審議会報告書「憲法第 23 条の在り方」(2002 年)

—オランダにおける私学の自由に着目して—

澤 田 裕 之

はじめに

本稿では 2002 年 7 月、オランダ王国 (Kingdom of Netherlands, 以下、オランダ) で出された報告書「憲法第 23 条の在り方」(Een verkenning inzake artikel 23 Grondwet, 以下、2002 年報告書と略記) についての解題を行う。同報告書は、今日の公教育の原理原則を謳うオランダ王国憲法第 23 条「公教育と私立教育」(Het openbaar en bijzonder onderwijs)¹の解釈やその解釈方法、そして同条を履行する上での問題をまとめ、教育審議会 (Onderwijsraad)²が教育文化科学省 (以下、OCW と略記) に対して提出した報告書である。

第 23 条は、19 世紀中葉から 20 世紀初頭にかけてオランダで展開された学校闘争 (schoolstrijd) が終結したことにより 1917 年に制定された。同闘争はカトリックやカルヴァン派を中心とした宗教派勢力と、ヨハン・ルドルフ・トルベッケ (Johan Rudolf Thorbecke) を中心とする自由主義勢力の間で、教育の自由と公教育の内容を巡って展開された政治的論争である³。オランダにおいて同闘争の終結は「1917 年の教育の和解」(Onderwijspacificatie van 1917) と呼ばれ同条の制定に結実したのである⁴。

その第 23 条は、主に学校設立の自由や教員の選択・任用の自由、教育目的・教育課程設定の自由を含意する同条 2 項、そして公立と私立との「財政平等の原則」を規定する同条 6 項ならびに 7 項など八項で構成されている。後述するが、同条 2 項では学校設置権が法人や協会などの団体のみならず、私人に対しても保障することを明記している。必要最低限の人数が確保できるなどの学校設置要件を満たせば、私人においても学校を設立することができる⁵。この憲法条項に則って設立される学校の維持、管理に掛かる諸経費については、公立学校と同等に全額国庫補助される。このことは同条 6 項及び 7 項において規定しているのである。

上記のような教育規範を規定し続けてきた第 23 条であるが、1990 年代中期から 2000 年代初期に掛けて、その修正の有無が政策レベルの議論の俎上に挙がった。同議論が展開された社会的背景には、エスニック・マイノリティの増加に伴った人種間での学校分離が、都市部を中心として拡大したことにある。オランダの場合、同条が制定されていることで学校分離は拡大の一途を辿っている、というルイスら (L. K. Louis et al. 1990: 60) の指摘にもあるように、学校分離という現象を通じて同条の解釈が問われたのである。この議論に対して見原 (2009: 174) は、宗教の機能変容や多元化といった現代社会に適応しうる公教育を再構築していくための、同条の再検討、あるいは改定の是非を巡る考察が求められたと指摘している。

これらの議論の末、教育審議会が OCW の諮問を受けて出した答申が 2002 年報告書である。結論

として同報告書は、現時点での同条の修正および改正の必要性は認められないとした。しかし、同条を堅持していくため解決しなければならない問題を提示したのである。換言すれば第 23 条の堅持のための要点について同報告書にて示したということである。

そうした特徴を持つ 2002 年報告書であるが、同報告書を詳細に論究している研究は管見の限り見当たらない。オランダにおいて私立学校はどのように捉えられてきたのか、というこれまでの公教育における私学について解明するためには、同資料を解題していくことは不可欠である。

そこで本稿ではまず憲法第 23 条各条項と今日の私立学校に付与されている権限を示す。そして 2001 年 12 月の OCW の諮問を踏まえて、今回は 2002 年報告書における公私立学校の関係について言及された箇所を引用して紹介する。

1. 憲法第 23 条と教育文化科学省諮問（2001 年 12 月）

1917 年から今日までオランダ憲法の基本権に位置付いてきた第 23 条は以下の通りである（下記の資料 1 参照）。

資料 1 憲法第 23 条「公教育と私立教育(Het openbaar en bijzonder onderwijs)」

1 項: 教育は政府にとって恒久的な責務の対象である。
2 項: 教育の供与は、法が定める所轄庁による監督および教員の適格性、職業的規範に関しての審査を侵害しない限り、自由である。
3 項: 公教育は各人の宗教または信条を尊重して、法で定める。
4 項: 政府は全ての自治体において、十分な公立普通初等教育を供与しなければならない。また、この規定は法が定める規則に準じて、教育を受ける機会が与えられていると認められる限りは、この規定は免除される。
5 項: 公費から全額もしくは一部の国庫補助を受ける学校の教育に関する要件については、私立教育に関しては思想、信条の自由を考慮して法で定める。
6 項: 公費から全額もしくは一部の国庫補助を受ける私立普通初等学校は公立学校と同等の教育の質が保証されなければならない。このとき教育教材選択や教員の任命に関する自由は尊重される。
7 項: 法が定める条件を満たす私立普通初等学校は、公立学校と同一の基準にもとづいて、公費から資金を供給される。私立普通中等学校および予備高等教育に対する公費からの資金の供給については、法律によってこれを定める。
8 項: 政府は毎年、教育の状況を議会に報告する。

(出典: Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden (1983), Hoofdstuk 1: Grondrechten, 23. Het openbaar en bijzonder onderwijs. 筆者訳)

冒頭でも述べたように、第 23 条には学校設立や思想・信条の自由、教育内容の自由が含意されている。OCW は、学校設立の自由について「如何なる基本原理または信念であれ、それに基づいて学校を設立することができる権利」としている。また（学校の）思想・信条の自由については「学校は思想・信条というその学校の基本とする原理原則を自由に決定することができ、それを実践できる」ということ、そして教育内容の自由は「学校（私立）には教育内容と方法を自由に決定する権利」と解している⁶。ここで補足として同条の下での私学が有する権利内容について提示しておく（下記資料 2 参照）。

資料 2 私立学校に付与されている権限

1 学校設置権
2 教材選択権
3 カリキュラム内容決定権
4 理事会構成員、教職員、アシスタントの任命及び解雇権
5 全当該学校従事者の雇用条件決定権
6 児童生徒の入学許可及び除籍権
7 児童生徒の教育内容及び行動基準の策定権
8 児童生徒、保護者、教職員による学校組織に対する意見表明権
9 政府による教育プロジェクトへの参加権
10 外部団体が提供する教育支援の選択及び決定権
11 外部団体の校舎利用決定権
12 学校の財源管理決定権
13 閉校または学校内の学科閉鎖権

（出典：Europese Commissie, Organisatie van het onderwijssysteem in Nederland 2008/09, p. 31. 筆者訳）

資料2から看取できるように、私立学校に付与されている権限の一つには「学校設置権」がある。つまり、憲法第23条に学校を設立する自由などが含意されているという所以は、同条2項の「教育の供与は（中略）自由である」という憲法解釈である。

それではこうした第 23 条について、2002 年報告書ではどのような認識を示したのか。まずは、OCW が教育審議会（Onderwijsraad）へ行った諮問の内容について考察する。OCW は、憲法第 23 条修正議論に対して、同条の修正および改正の必要性の有無について、2001 年 12 月 20 日に教育審議会に対して諮問した。下記の資料 3 は、教育文化科学大臣（当時）の L. ヘルマンズ（L. M. L. H. A. Hermans）が、教育審議会委員長の A. ウィリンヘン（A. M. L. van Wierngen）に対して行った諮問の内容である。

資料 3

教育文化科学省諮問書（2001 年 12 月 20 日）

諮問用件	「憲法の在り方」（verkenning Grondwet）
諮問内容	①憲法第 23 条の問題 ②憲法第 23 条を改正した場合の問題 ③その問題の解決策
検討委員の構成	教育審議会委員、教職員、大学教員、政党シンクタンク職員
期限	2002 年 4 月 1 日
諮問理由	
<p>教育における行政面及び内容面の変化は、社会状況に応じて過去数多くの法律の修正をもたらした。教育の自由と教育に対する政府の関与については第 23 条の原理原則に則って行われてきた。教育の自由は重要な原則である。しかし、実際に社会状況に即して現代的な補足を必要としている。この調査を行うにあたって、教育制度が大きな変化の前に立っていることを意識する必要がある。多様性への要求が更に大きくなり、以前までは教育を提供する側にアクセントが置かれていたが、現代社会では子ども、親の要求にアクセントが置かれる。</p> <p>論題は、この社会の要求と憲法第 23 条で保障された教育の自由をどのようにして均衡を保つかということになる。新しい時代に教育が直面する大規模な改革を考慮し、どのような方法でこの条文の原理原則を施策に反映できるのか。</p> <p>教育審議会はこれに関して詳細な調査を開始し、勧告を行うことができると考える。最後にこの特別な調査により多くの知識と視点が得られることを祈念する。</p>	

（出典: Onderwijsraad, verkenning Grondwet, DSO/2001/50436, 20 december 2001. 筆者訳）

上述の諮問内容を見ると第 1 に「憲法第 23 条の問題」、第 2 に「憲法第 23 条を改正した場合の問題」、第 3 に「その問題の解決策」の三点について明らかにするよう諮問している。諮問についてまとめると以下の二点が挙げられる。

- (1) 2000 年代初期に掛けて、第 23 条は明らかに教育に対して問題を生じさせている。
- (2) 憲法第 23 条で謳われている教育の自由という、オランダの教育の原理原則は重要であるが、子どもの多様性に対応した教育そして学校の施策も今後求められる。

上記の二点に対して、第 23 条の修正及び改正の是非について報告したものが 2002 年報告書である。同報告書における私学を考察するにあたり、まず同報告書の構成について整理しておく。

2. 教育審議会報告書「憲法第 23 条の在り方」（2002 年）の概要

2002 年報告書は、第 1 部「調査方法と目的」⁷、第 2 部「オランダ憲法第 23 条の内容と意義」、第 3 部「教育の自由と国際法との関係」、第 4 部「社会的変化における教育政策と教育制度」、第 5 部「オランダ憲法第 23 条の 5 つのテーマに関する討議」、第 6 部「憲法解釈の明確化と改正の手段」、第 7 部「まとめと結論」で構成されている。

本稿では、憲法第 23 条の修正議論の末に 2002 年報告書が出されたこと、そして本稿の目的が同報告書を通じて私立学校を明確にすることから、第 5 部「オランダ憲法第 23 条の 5 つのテーマに関する討議」を抄訳し概説していくこととする。第 5 部の構成は以下の通りである（資料 4 参照）。

資料 4 教育審議会報告書「第 23 条の在り方」第 5 部の構成

5. オランダ憲法第 23 条の 5 つのテーマに関する討議 Het debat over artikel 23 Grondwet in vijf thema's			
部/章/節/項	標題		頁
5.1	二重体制の将来	De toekomst van het duale bestel	44
5.1.1	二重体制	Het duale bestel	44
5.1.2	問題の概略	Probleemschets	46
5.1.3	二重体制の継続	Geen grond voor afschaffing van het duale bestel	48
5.1.3.1	二重体制継続の理由	Geen noodzaak tot afschaffing van het duale bestel	48
5.1.3.2	二重体制の利点	Pluspunten van het duale bestel	49
5.1.3.3	代替案の不利点	Nadelen van alternatieve stelsels	50
5.1.3.4	二重体制の起こり得る問題	Mogelijke problemen van het duale bestel	51
5.2	白い学校と黒い学校:人種 的分離と分散	Witte en zwarte scholen: segregatie, toegankelijkheid, spreiding	52
5.2.1	問題の概略	Probleemschets	53
5.2.2	統計調査	Enkele gegevens	57
5.2.3	解決の方向性	Oplossingsrichtingen	57
5.2.3.1	学校設立の自由の制限	Beperking van de vrijheid van stichting	57
5.2.3.2	学校による宗教に基づく 選択の自由の制限	Beperking van de vrijheid van richting/selectievrijheid ; gedwongen spreiding op grond van etnische afkomst	59
5.2.3.3	親の選択権の強化	Versterking van het ouderlijk keuzerecht	62
5.2.3.4	低学力層に対する地方自治 体の関与拡大	Spreiding in het kader van het gemeentelijk onderwijsachterstandenbeleid	64
5.3	教育需要者の立場	De deelnemer central	66
5.3.1	問題の概略	Probleemschets	66
5.3.2	統計資料	Enkele gegevens	66
5.3.3	学校設立の自由の拡大	Verruiming van de vrijheid van schoolstichting	68
5.3.4	学校運営参加と共同意志決定	De deelnemer in het bestuur en in de medezeggenschap	69
5.3.5	親の選択権	Het ouderlijk keuzerecht	72

5.4	社会統合における公教育の 在り方と教育の自由	Sociale cohesie, openbare orde en de vrijheid van onderwijs	74
5.4.1	問題の概略	Probleemschets	74
5.4.2	統計資料	Enkele gegevens	74
5.4.3	厳密な基準の設定	Nadere normstelling	75
5.5	学校自治権と規制	Autonomie en regulering	78
5.5.1	問題の概略	Probleemschets	78
5.5.2	自治権の拡大と再規制	Selectieve autonomievergroting, re-regulering	79
5.5.3	基準設定のレベル	Niveau van normstelling	80
5.5.4	学校自治権の規制と教育の 自由	Geen eenvoudige oplossing	81

憲法第 23 条の修正並びに改正議論では、学校分離（2 章）の他、公立・私立学校の「二重体制⁸」（1 章）や親の教育選択の強化（3 章）、社会統合と教育の自由の両立（4 章）、学校自治権（5 章）などが課題として提起されたことが資料 4 からわかる。それぞれの課題に根拠を持たせるため統計資料が示されていることも本報告書の特徴であるといえる。

第 23 条の条名は「公教育と私立教育」であることから、同条はオランダにおける公教育と私立教育に関して規定していると考えられる。そのため本稿では 2002 年報告書第 5 部第 1 章を中心に抄訳する。なお、表記については、同報告書にて抄訳した章の小見出しを初めに示す。次に訳出した箇所を提示しそれぞれについて考察することとした。

3. オランダにおける二重体制

〈5.1.1 二重体制 pp. 44-46【抄訳】〉

(1) オランダの教育制度の二重性は公立と私立教育を指す。この教育制度は、一つは政府が行う公教育、一つは私人や民間組織が行う私立教育であり、それぞれが独占的でありながらもお互いを補充し合う二本の枝から成り立っている⁹。

(2) 教育文化科学副大臣スヘルフハウト (Schelfhout)：「我々の憲法制度には二重体制がある。公立と私立の各教育である。公立でない場合は自由教育と呼ばれる。最近国会で審議された公立、私立学校の中間に位置付く第三の学校は、憲法でそのための基盤が作られない限り導入されないことは明らかである」¹⁰

(3) 公立学校は誰でも受入れ、またその準備が整っていなければならない基本施設である。憲法条項に従って、立法府は公立学校教育を規制し、政府はその運営をしなければならず、原則として各地方自治体に設置されなければならない。

(4) 私立学校は正に公立学校の鏡像である。私立教育は政府ではなく、私人や民間組織から生じるものであり、結社の自由の産物であり、織的にも法ではなく、独自の規則と規約によって規定される。この教育には信仰や思想を与えることができるが、信仰や思想を尊重す

る必要もなく、教育内容や教員から学校を選択することができる。

第1章では、これまでのオランダ公教育を概観した内容となっている。また(2)にある「第三の学校」とは、1996年の「より柔軟性のある学校作り」(Naar een flexibeler scholenbestand)という政策が打ち出された中で画策された「宗教的側面を削除した新しい私立初等学校」や「宗教教育が可能な公立学校」を指している¹¹。第23条4項の規定において、公立学校における宗教教育の禁止、そして同報告書第5部2章3項2節でも指摘されているように、私立学校が移民やエスニック・マイノリティの子どもへの就学について宗教を理由とした就学拒否を行っていることを考慮して、前述の子どものための学校の創設が検討されたということである。しかし2002年報告書において、引用した教育文化科学副大臣(当時)の発言に鑑みれば、教育審議会は「第三の学校」の創設には否定的であることが看取できる。

〈5.1.2 問題の概略 pp. 46-48【抄訳】〉

(1) 公立学校教育は政府の監視下にあるが、これは全ての学校における教員の質を考慮するためであり、そのために規則が存在する。また国家が費用負担する限り、私立学校も同等であるが私立教育の自由を害することはできない。しかし私立学校と公立学校は実際には同一の基準でなければならず、私立学校はそこで提供している教育内容の正当性を報告しなければならない。

(2) 公立学校と私立学校はこの数十年で、内容においても行政・司法上においても互いに近づいてきたことは明らかである。大部分の私立学校を設立する理由はプロテスタントやカトリックなどの宗教的要因であった。しかし非柱状化や教会離れなどの世俗化により、多くの私立学校において宗教的または思想的基盤は薄れている。そのため現在相当数の宗派系学校が、「開かれた」学校を掲げており、原則として全ての子どもを歓迎するという受入れ方針が確立してきている。

(1) において「私立学校と公立学校は実際には同一の基準でなければならず、私立学校はそこで提供している教育内容の正当性を報告しなければならない。」と訳出したところは、私立学校は私学助成を受けるにあたって、より説明責任を果たさなければならないことを強調したと捉えることができる。また(2)では、キリスト教系の私立学校において宗派的な性格は弱まり、私立学校は「開かれた」学校と提示している。

〈5.1.3 二重体制の継続〉

〈5.1.3.1 二重体制継続の理由 pp. 48-49【抄訳】〉

(1) 教育審議会は現段階で、二重体制を廃止する決定的な理由はないと判断する。

(2) 現段階で公立学校と私立学校の間とされる「第三の学校」の政治的基盤がなく、それを保障する基盤がない。

(3) 二重体制は可能な限り保護していかなければならない固有価値である。親が公立学校と私立学校から学校を自由に選択できることは、市民と社会が必要とする多様な教育を提供することに貢献し、それはオランダの教育制度の大きな成果である。

ここでは、「第三の学校」が制度化された場合であっても、これまでの二重体制が廃止されるとは捉えることができないが、「第三の学校」が制度化されるためには政治的基盤が必要であり、現段階での実現は困難と言及している。他方で、現行の公立、私立学校の二重体制が、オランダにおいて重要であることを(3)にて提示している。この点については、次の第1章3項2節で詳述されている。

〈5.1.3.2 二重体制の利点 pp. 49-50【抄訳】〉

(1) 二重体制は常に多様性を教育の需要者に提供している。すなわち、親と子どもは数多くの教育を選択することに貢献していると明確に指摘できる。この体制は多様な私立学校が存在していることに加えて、公立学校があることで維持されている。

(2) 現代のオランダ社会には従来とは異なった宗教的特徴を持ったグループ（イスラム教やヒンズー教）が増加している。彼らは彼らの信仰する宗教の理念に即した学校を設立するために学校設立の自由という憲法上の権利を行使する。また福音派や人智学派のような特定の宗教と哲学の流れを持つグループも政府からの財政的支援を受けて、学校を設立している。それもまた憲法上の権利を行使したのである。これは教育の自由の核心—教育を与える自由—であり、彼らの具体的なアイデンティティを世俗化する多文化の中で無傷の状態として保つためには重要と考える。

(3) 現在私立学校が義務教育就学者の三分の二を受け入れていることは、十分に公的機能を果たしているということは強調すべきである。公立学校が果たす公的な責務と私立学校が果たす多様性の組合せが、オランダの教育制度を構築しているのである。

まず(1)では、私立学校は親や子どもに教育の多様性を提供し、公立学校は公の学校として存在していることで、二重体制は教育の需要者側に対して教育選択の機会を与えていると指摘している。そして(2)は、憲法第23条2項で謳われている学校設立の自由により、宗教的少数派のアイデンティティを保障していると論じている。オランダは、ホスト社会が一方向的に同化を迫るのではなく、相互の文化を尊重していくところに社会統合理念がある（内藤 1996: 12）ということである。(3)の内容に関しては冒頭でも述べたところであるが、数的に見ても私立学校が公教育の中で重要な位置にあることを指摘している。次に二重体制を廃止し代わりに「単一学校」を制度化した場合の見解について確認しておく。

〈5.1.3.3 代替案の不利点 pp. 50-51【抄訳】〉

(1) 代替案の一つとして公立学校と私立学校を単一の学校（eenheids-scholen）として捉えることである。教会と国家の間には明確な境界がないことから、公立と私立を一つの学校として再編することである。しかし、この単一化された学校制度には二重体制に取って

替わる利点はない。この場合、公立学校と同様に助成を受けるために私立学校が政府の監視下に入ることを意味する。私立学校に対して、宗教観や思想観の制限を加えることで公立学校との境が無くなり、結果として教育全体の質の低下を招くこととなる。

ここから看取できることは、二重体制の代わりに公立学校と私立学校を単一化させる政策案が存在したことである。この単一の学校とは、「第三の学校」のような別の形態を有する私立学校ではなく、政府が私立学校に対して助成を行う代わりに、政府が私立学校運営に関与することを指している¹²。

〈5.1.3.4 二重体制の起こり得る問題 pp. 51-52【抄訳】〉

(1) 二重体制にも問題はある。次の節では現行の二重体制がどのような課題を生じさせ、憲法の範囲においてそれは解決することが可能かについて調査する。

この二重体制が誘因するとされる課題が、第 5 部第 2 章で指摘されている学校分離である。2002 年報告書においても、エスニック・マイノリティの子どもが通う学校（通称「黒い学校」(Zwarte scholen)）と、ネイティブ・オランダ人の子どもが通う学校（通称「白い学校」(Witte scholen)）が分離する現象は都市部を中心にして生じている¹³と指摘されている。その上で報告書では以下の内容について示した。訳出の箇所は学校分離に対する認識の箇所である。

〈5.2 白い学校と黒い学校:人種的分離と分散〉

〈5.2.3 解決の方向性 p. 57【抄訳】〉

(1) 教育において人種的・社会的・経済的側面に即した分離は、一般には否定的に評価される。そして白い学校と黒い学校における分離の更なる拡大は、私立学校教育の自由に相当の責任があると推測される。その場合対応として挙げるとすれば、①(学校)設立の自由を制限する〈5.2.3.1〉、②学校による宗教に基づく選択の自由を制限する〈5.2.3.2〉、③親の学校選択の自由を強化する〈5.2.3.3〉、④地方自治体の関与拡大を拡大する〈5.2.3.4〉、ことが提案できる。

(2) 学校の分離は、決して好ましい状況とはいえないが、地理的な要因によって結果的に学校が分離されている状況もある。公立学校と私立学校は関係なく、移民が多く居住している地域にある学校が黒い学校になるのである。従って、学校の分離は憲法上の問題ではないと委員会は判断する。

(1) で挙げた対応策については、②「学校による宗教に基づく選択の自由を制限する」とは、私立学校の児童生徒の選択の自由に制限を加えることである。これまで、学校側は宗教的背景により児童生徒の入学を拒否することが可能であったものの、原則これを禁止する¹⁴ということである。③については、②と関連する形で、親と子どもが希望する学校に対しては原則として入学できることを意味している。④の地方自治体の関与の拡大については、「黒い学校」と呼ばれる学校に在籍している児童生徒の家庭内言語がオランダ語でない家庭が多く¹⁵、そうした学校

は相対的に「白い学校」と呼ばれる学校と比較して学力格差を生むことから、学校内での言語教育を充実させることを目的として、助成金を上乘せできる権限を各地方自治体へ与える¹⁶ということである。教育審議会はそれらを踏まえて(2)では学校分離という現象は憲法第23条の問題ではなく、地理的な問題であるとしたのである。

〈5.2.3.1 学校設立の自由の制限 pp. 57-58【抄訳】〉

(1) イスラム教やヒンズー教などの宗派に属している一部は、子どもに社会から一定の距離を保つよう呼びかける。

(2) この状況に対してどのように対処しなければならないのか。二重体制にかかる費用維持と憲法解釈は別の話である。

(3) 憲法解釈では、公立学校と同等の基準を満たしている場合には、国家はこれらの学校に対しても全額国庫負担しなければならない。

〈5.2.3.2 学校による宗教に基づく選択の自由を制限する pp. 58-62【抄訳】〉

(1) 一部の私立学校には、エスニック・マイノリティの子どもへの就学をその子および家庭が持つ宗教観を理由に拒否している現状がある。

(2) ここでは宗教以外の基準により、就学拒否権が私立学校に認められると解釈できることである。これは学校の自治権に接触することから更に追求していかなければならない課題である。

〈5.2.3.3 親の学校選択の自由を強化する pp. 62-64【抄訳】〉

(1) 人種間を強制的に分散させること、統合させることは合法ではない。

(2) 私立学校の一部には、子どもへの就学を拒否する権利を利用して、自らの学校を“白”に保つ努力をする。このためエスニック・マイノリティの子どもを持つ親は自分達の学校を設立したり、公立学校へ就学させたりする。つまり学校設置権を行使できても、教育選択権を行使することができていないということである。

〈5.2.3.4 地方自治体の関与拡大を拡大する pp. 64-66【抄訳】〉

(1) 私立学校の子どもの就学拒否権の制限と親の教育選択権の強化の均衡を図る必要がある。

(2) 考えられる手段としては、家庭内言語を基準として就学拒否、教育選択権行使の均衡を図ることである。例えば学校が設置されている地域の人種構成比から、学校の在籍者数の上限を定めたり、オランダ語を習得させるために当該学校に対して行う助成を増やすことなどが検討される。

つまり、地理的要因以外での学校分離を縮小させる方途として提案されたものが、上記の四点ということである。最後に2002年報告書第7部「まとめと結論」の部分について考察する。

〈7. まとめと結論 pp. 92-95【抄訳】〉

(1) 政府は私立学校における宗教の自由を根本的に制限することはできない。公立学校と

私立学校は互いに補完し合う二本の枝であるが、完全に同じものである必要はない。教育の正当性を満たしている私立学校は全て助成を受けることができる。

(2) 現段階では憲法修正の必要性は認められないと判断するが、今後、次の四点は議論の余地があったとした。

- ①私立学校における宗教の自由は何を含むのか。
- ②学校設立の自由はどこまで制限することが可能か。
- ③立法府は私立教育の運営及び組織にどの程度立ち入ることができるのか。
- ④私学助成を受ける条件を地方自治体に対してどの程度委ねることが可能か。

2002年報告書第7部では、第23条の修正及び改正の必要性は認められないとする一方で、同条を堅持していくため、今後政府として取り組まなければならない事項について提示した。

おわりに

本稿では、オランダ公教育における私立学校の要点をまとめた教育審議会報告書「憲法第23条の在り方」の解題を行った。

まず同報告書では、現状の憲法第23条の範囲内で学校分離という人種的分離に対応すると言及している。その上で、学校設立にかかる条件整備、私立学校に対する宗教の自由の範囲、政府の私立学校への関与については、今後検討していかなければならない事項として提示したのである。つまり、同国は憲法第23条を堅持し、各条項で謳われている原理原則を制度として構築していくためには、上述の問題を克服する必要がある、その方途を模索しているのが現状ということである。

本稿は、第23条下における公私立学校の二重体制と学校分離に対して示された内容の解題に留まった。オランダにおける私学の自由の理論を構造化していくためには、本稿で触れることができなかった2002年報告書の内容について解題していく必要がある。

〈引用及び参考文献〉

- ・ 内藤正典『もうひとつのヨーロッパ—多文化共生の舞台—』古今書院、1996年
- ・ 見原礼子『オランダとベルギーのイスラーム教育—公教育における宗教の多元性と対話』明石書店、2009年
- ・ 結城忠『生徒の法的地位』教育開発研究所、2007年
- ・ 結城忠『教育の自治・分権と学校法制』東信堂、2009年
- ・ J. B. J. Koelman. (1987) Kosten van de verzuiling: een studie over het lager onderwijs, Proefschrift ter verkrijging van de grad van doctor, Erasmus Universiteit, Rotterdam.
- ・ Louis, K. S., Bodstrom, L. and Teichler, U. (1990) Review of Educational Policies: The Netherlands.
- ・ Onderwijsraad. Vaste Grond Onder de Voeten: Een Verkenning Inzake Artikel 23 Grondwet, Nr. 20020284/674, Den Haag, juli 2002.

- 1 “bijzonder onderwijs”は直訳すると“特別教育”となる。従って第23条の条名は「公教育と特別教育」と訳することができるが、ここでいう“bijzonder”の意味は、「私立」(Private)と解することができる。教育文化科学省等が発行する英訳版諸資料において“bijzonder”を“Private”と表記していることが主たる理由である。従って本稿では便宜上、“bijzonder”を「私立」と表記することとする。
- 2 教育審議会は政府が策定する教育政策への助言及び勧告、法案に対する修正案等を行う諮問機関(1919年創設)である。教育審議会ホームページ参照。<http://www.onderwijsraad.nl/>
- 3 J. B. J. Koelman, *Kosten van de verzuiling: een studie over het lager onderwijs*, Proefschrift ter verkrijging van de grad van doctor, Erasmus Universiteit, Rotterdam, 1987.
- 4 C. V. Lafeber, *Een begenadigd docent wordt geboren, niet gemaakt. Een vrijmoedig geschreven geschiedenis van het Nederlandse volksonderwijs in de 19e eeuw*. Lafeber, 2005, p. 169.
- 5 結城忠『教育の自治・分権と学校法制』東信堂、2009年、p. 346。初等学校設立に関していえば、従来は当該地方自治体の住民数に応じて、設立に必要な最低児童数が法定されていたものの、1992年の初等学校財政法改正により当該自治体の人口規模に関係なく一律に200人へと引き上げられた。
- 6 Europese Commissie, *Organisatie van het onderwijssysteem in Nederland 2008/09*. p. 31.
- 7 教育審議会は報告書作成にあたって、憲法学、政治学、社会学、教育学の専門家と、公立教育組合(Vereniging voor Openbaar Onderwijs)、総合基盤教育私立学校組合(Vereniging Bijzondere Scholen voor onderwijs op algemeen grondslag)、キリスト教プロテスタント教育運営組合(Besturenraad Protestant Christelijk onderwijs)などの各種学校代表組織の委員14人で構成される憲法第23条調査委員会を発足させた。Onderwijsraad. Bijlage 2 B. 2-5.参照。
- 8 オランダの場合、国による私学に対する財政支出は公立学校と私立学校が同一の基準によって行われる。従って私立学校の設立費および維持管理費等は全て国庫負担されている。このため教員の給与や労働条件は公立と私立で変わるところはなく、同国の私学は「私立公営」学校と言われる。前掲書、結城(2009)、pp. 347-348 参照。この体制を同国では「二重体制」(Het duale bestel)と呼ぶ。
- 9 Onderwijsraad, *Een verkenning inzake artikel 23 Grondwet*, 2002, p. 44.
- 10 Ibid, pp. 44-45.
- 11 2002年報告書でいわれる「第三の学校」は通称であり、他の政策文書等における「超宗派学校」「samenwerkingsschool」と同義である。そこでは「宗派の壁を越えて公立学校と私立学校が連携する学校」、「公立学校内で宗教教育を行う学校」と説明される。例えば、「第三の学校」の創設には憲法改正が必要として教育審議会が教育文化科学省へ勧告した1996年6月27日付け教育審議会勧告(Onderwijsraad, i. a. a. de griffier van de vaste commissie voor Onderwijs, Cultuur en Wetenschappen van de Tweede Kamer, OR 96000070/Alg, 27 juni 1996.) などである。
- 12 Ibid, pp. 50-51.
- 13 Ibid, pp. 53-55.
- 14 Ibid, pp. 57-58.
- 15 Ibid, p. 64.
- 16 Ibid. 2002年報告書によれば、学校において家庭内言語がオランダ語でない児童生徒の割合が全体の最低20%以上の場合、通常の助成金に上乗せした額を援助することと提案した。